

24時間対応定期巡回・随時対応型訪問介護事業の実施 について

《市長コメント》

改正介護保険法に基づき、平成24年度から新たに導入される「24時間対応定期巡回・随時対応型訪問介護事業」の事業効果について検証することを目的として、モデル事業を実施いたします。

本事業は、要介護高齢者の在宅生活を24時間体制で支援するもので、深夜も含め一日数回程度提供する「定期巡回訪問サービス」と、相談援助や医療機関等への通報等を行う「随時対応サービス」があり、訪問介護事業者に委託し、10月からの実施を予定しております。

なお、本モデル事業は、全国で43自治体の実施しており、東北では、2自治体の実施しておりますが、宮城県においては本市のみが実施するものであります。